

報道関係者 各位

平成 30 年 9 月 27 日

【照会先】

中央労働委員会事務局

個別労働関係紛争業務支援室

室長 田尻 智幸

支援官 三上 達也

(直通電話) 03(5403)2181

## 10 月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会や出前講座、セミナーなどを全国で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年 10 月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報を実施しています。

今年度は、主に、以下のような取組を行います。また、昨年引き続き Yahoo! ニュース (スマホ版) バナー広告や Twitter、Facebook による情報発信を行い、周知・広報の充実を図ります。

### 1 実施期間

平成 30 年 10 月 1 日 (月) から 10 月 31 日 (水) までの 1 か月間

### 2 主な取組

「ご存じですか?労働委員会～雇用のトラブル まず相談～」などをキャッチフレーズに、全国各地で労働相談会や出前講座、セミナーなどを開催します。(各労働委員会により実施内容が異なります。詳細は別紙 1～4 参照)

#### (1) 都道府県労働委員会

- ① 労働相談会の開催
- ② 街頭宣伝活動の実施
- ③ 出前講座、セミナーなどのイベント
- ④ 車内広告の掲載、地元メディアへの出演 など

#### (2) 中央労働委員会

- ① 労使関係セミナーの開催
- ② バナー広告や SNS (Twitter、Facebook) による情報発信 (イメージは別紙 4 参照)

### 都道府県労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の特色

労働者個人と事業主の間で起きた職場でのトラブルを、労働問題の専門家であり公益、労働者、使用者を代表する「あっせん員」が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援しています。

別紙 1 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定 (平成 30 年度)

別紙 2 労働相談会の開催一覧、街頭宣伝活動の実施一覧

別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

別紙 4 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱 (抄)

参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

## 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定(平成30年度)

取組 労働 委員会	労働相 談会 (※1)	街頭宣 伝活動 (※1)	出前講 座セミ ナー等 のイベ ント (※1)	SNSに よる情 報発信 (※2)	記者会 見	地元 メデイ ア出演	マスコミ 依頼	自治体 依頼	団体依 頼	労働委 員会ホ ムペー ジ掲載	メールマガ ジン 掲載	広告掲 載	その他 特記事項
北海道		○	○	○			○	○	○	○	○	○	・パネル展を他機関と共同開催 ・出前講座の実施(新規) ・道労委のキャッチフレーズを作成し、ポスターやポケットティッシュ、英語の啓発グッズを作成 ・ホームページを刷新
青森	○			○			○	○	○	○	○	○	
岩手	○	○		○			○	○	○	○	○	○	
宮城		○		○			○	○	○	○	○	○	
秋田		○				○	○	○	○	○		○	労使関係セミナーの開催
山形	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	・労働相談会を初めて新庄市でも実施 ・出前講座の実施(新規)
福島	○		○	○		○	○	○	○	○		○	夜間労働相談会の開催(新規) (10/30(火)17:15~19:00 県労働委員会事務局)
茨城	○			○			○	○	○	○			
栃木	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・とちぎテレビ、栃木放送(ラジオ)の番組でのPRを実施(新規) ・街頭広報活動を初めてJR宇都宮駅で実施
群馬		○	○			○	○	○	○	○			・例年実施している出前講座を今年度は高崎経済大学においても実施
埼玉								○	○	○			
千葉	○	○					○	○	○	○	○	○	・労働相談会を初めて千葉駅の会議室で実施 (10/17(水) ~20:45 千葉駅ペリエ) ・千葉駅前での街頭宣伝活動の実施(新規)
新潟	○		○		○	○	○	○	○	○		○	
山梨		○	○				○	○	○	○			
長野		○	○	○		○	○	○	○	○		○	
静岡							○	○	○	○	○	○	
富山	○			○			○	○	○	○		○	
石川	○		○			○	○	○	○	○	○	○	
福井	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
岐阜							○	○	○	○	○	○	平成30年県民手帳へ掲載
愛知							○	○	○	○	○	○	
三重							○	○	○	○			
滋賀	○						○	○	○	○		○	出前講座を12月に県内高校等で実施予定
京都								○	○	○			
奈良	○			○		○	○	○	○	○		○	相談者の利便を勘案し、休日に加え、夜間の労働相談会を実施(いずれも駅周辺の公共施設)
和歌山	○	○					○	○	○	○			「ふれあい人権フェスタ2018」にブースを出展し、相談会をイベントと同日開催
鳥取	○	○				○	○	○	○	○		○	・懸垂幕、横断幕によるPR ・周知ステッカーの配布
島根	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
岡山			○				○	○	○	○		○	
広島	○		○	○			○	○	○	○		○	
山口			○					○	○	○	○	○	
徳島	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
香川	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
愛媛	○	○	○			○	○	○	○	○		○	松山大学での出張相談を初めて愛媛県社会保険労務士会と共催
高知	○		○	○			○	○	○	○		○	・路面電車内や街頭のデジタルサイネージで周知(新規) ・タブロイド紙へ広告掲載(新規) ・テレビスポットの放送本数を増やす。
佐賀	○	○				○	○	○	○	○		○	H29年度に制作した愛称、キャッチコピーを利用して、デザインを統一したリーフレット等を作成
長崎	○						○	○	○	○		○	知事部局の協力を得て、労働相談を実施
熊本	○						○	○	○	○		○	
大分	○			○			○	○	○	○		○	
宮崎	○			○		○	○	○	○	○		○	使用者向け啓発資料やホームページなどの作成(新規)
鹿児島	○		○	○			○	○	○	○			
沖縄			○	○			○	○	○	○			
合計	27	17	19	17	2	16	39	38	42	42	14	27	

※1 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については別紙参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く】

※2 SNSとは、ソーシャル/ネットワーキング・サービスをいう。(例:Twitter、Facebook)

## 「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動の一覧

労働委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナーなどのイベント開催
	開催予定日	開催予定場所	実施予定日	実施予定場所	
北海道					【出前講座】10/11:社会保険労務士会、10/27:自治労北海道(予定)
青森	10/2 10/14 10/21 10/28	労働委員会 弘前文化センター(弘前市) ユートリー(八戸市) 労働委員会			
岩手	10/6 10/14 10/21	アイーナ 奥州地区合同庁舎(奥州市)、大船渡地区合同庁舎(大船渡市) 一関地区合同庁舎(一関市)、宮古地区合同庁舎(宮古市)	10/6 10/14 10/21	アイーナ 奥州地区合同庁舎(奥州市)、大船渡地区合同庁舎(大船渡市) 一関地区合同庁舎(一関市)、宮古地区合同庁舎(宮古市)	
宮城			10/3	JR仙台駅	
秋田			10/3	JR秋田駅前	
山形	10/14 10/14 10/28 10/28	県庁 鶴岡市勤労者福祉会館(鶴岡市) 最上広域交流センター(新庄市) アクティール米沢(米沢市)	10/1	アズ七日町前	【出前講座】10/17:県立産業技術短期大学校
福島	10/21 10/21 10/30	白河市産業プラザ人材育成センター(白河市) 県いわき合同庁舎(いわき市) 県労働委員会事務局			【出前講座】10/11:県立猪苗代高等学校(猪苗代町)
茨城	10/13	いばらき就職・生活総合支援センター 労働委員会事務局			
栃木	10/12,13 10/20	福田屋ショッピングプラザ宇都宮 イオンモール佐野新都市(佐野市)			【セミナー】「労働教育講座」10/10:県庁足利庁舎(足利市)
群馬			10/8 10/11	イオンモール太田(太田市) 高崎駅(高崎市)	【出前講座】10/4:高崎経済大学(高崎市)
千葉	10/3,11 10/17 10/28	労働委員会 千葉駅ペリエ 船橋フェイスタビル(船橋市)	10/1	千葉駅	
新潟	10/14 10/20 10/28	新潟県庁 上越市市民プラザ(上越市) 長岡市中央公民館(長岡市)			【出前講座】県内高等学校等(通年開催)
山梨			10/8	イオンモール甲府昭和(中巨摩郡昭和町)	
長野			10/1 10/2	JR長野駅前 JR松本駅前(松本市)	【出前講座】10/19:松本合同庁舎(松本市) 【出前講座】11/13:諏訪市文化センター(諏訪市)
富山	10/26	労働委員会労働相談室			
石川	10/20	石川県職業能力開発プラザ			【セミナー】10/22:石川県庁
福井	10/6 10/23 10/27	越前市福祉健康センター(越前市) 福井県庁 アオッサ	10/27	アオッサ	
滋賀	10/5 10/14 10/21 10/23 10/26	滋賀県労働委員会 滋賀県男女共同参画センター(近江八幡市) 滋賀県消費生活センター(彦根市) 草津市市民交流プラザ(草津市) 滋賀県労働委員会			
奈良	10/7 10/11 10/28	橿原文化会館(橿原市) 奈良商工会議所 王寺町地域交流センター(北葛城郡王寺町)			
和歌山	11/24	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ	11/1	JR和歌山駅前	
鳥取	10/21 10/21 10/21	鳥取市福祉文化会館 倉吉市文化活動センター(倉吉市) 国際ファミリープラザ(米子市)	10/7 10/7 10/7	イオン鳥取北 パープルタウン(倉吉市) イオン日吉津店(日吉津村)	
島根	10/21	くにびきメッセ	10/5	JR松江駅前	【パネル展示】9/27~10/4:島根県庁、10/5~31:県立図書館1階ホール(書籍展示含む) 【セミナー】10/14:県立図書館1階集会室 【行灯展示】10/19~21:島根県庁庭園 【出前講座】10/13:場所未定(岡山市内を予定)
岡山					
広島	10/15	広島県庁			
山口					【出前講座】H31.1.10:県立西市高等学校 ※「山口ゆめ花博」開催に伴い月間外に開催日変更
徳島	10/4 10/14 10/18 10/28	徳島県庁 阿南ひまわり会館(阿南市) 徳島県庁 三好市中央公民館(三好市)	10/11	徳島駅前	【パネル展示】10/1~12:徳島県庁11階展望ロビー
香川	10/9~10 10/11 10/12 10/13,14 10/15	香川県庁 三豊市役所(三豊市) 丸亀市役所(丸亀市) 香川県社会福祉総合センター さぬき市役所(さぬき市)			【パネル・ポスター展】10/9~12:香川県庁
愛媛	10/9 10/15 10/23 10/26	労働委員会(夜間電話相談(職員)) 松山大学 労働委員会(夜間電話相談(職員)) 労働委員会(委員専門相談)	10/15	松山大学	【セミナー】10/15:松山大学
高知	10/30	高知県庁北庁舎4階			【パネル展示】10/23~31:高知県庁本庁舎ロビー
佐賀	10/22~28	労働委員会室	10/1	佐賀駅、佐賀駅バスセンター	
長崎	10/21 10/21	長崎県庁 長崎県県北振興局(佐世保市)			
熊本	10/3,10,17, 24,31	熊本県しごと相談・支援センター			
大分	10/1~7 10/23	労働委員会事務局相談室 別府市役所1階レセプションホール(別府市)			
宮崎	10/22~28	労働委員会事務局			
鹿児島	10/21 10/23 10/27	リナンティかのや(鹿屋市) 県庁 鹿児島市勤労者交流センター			【出前講座】10/2:屋久島高校(屋久島町)、10/23:鹿児島大学、10/25:開陽高校
沖縄					【セミナー】「知っておきたい働くルール」10/29:沖縄県宮古合同庁舎(宮古島市)、 11/2:沖縄県八重山合同庁舎(石垣市)

※各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

## 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、①有期労働契約、ハラスメント、メンタルヘルス等の労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②労働委員会が取り扱った紛争解決事例等をテーマにしたパネルディスカッション等を内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中(11月を含む。)に開催されるものは次のとおりです。

開催地	広島県	愛媛県	秋田県	東京都	島根県
開催日、時間	10月15日(月) 13:30～16:30	10月16日(火) 13:30～16:30	10月19日(金) 13:30～16:30	10月30日(火) 14:00～17:00	11月30日(金) 13:30～16:30
会場	広島YMCA 国際文化ホール (広島市中区)	えひめ共済会館 「豊明」 (松山市)	秋田県庁第二庁舎 8階大会議室 (秋田市)	新宿区立 牛込筆筒区民ホール (新宿区)	ホテル一畑 (松江市)
基調講演	職場のパワーハラスメント防止対策 ～『検討会』報告書を受けて～	職場におけるメンタル・ヘルス不調による 精神障害・自殺の補償と予防	有期契約労働者に関する諸問題	働き方改革関連法のポイントと課題 ～この改革に労使はどう取り組むべきか～	働きやすい職場環境の形成について ～ハラスメント対策とメンタルヘルスケア～
	野川 忍氏 (中央労働委員会東日本区域地方調整 委員会議委員長、明 治大学法科大学院 教授)	青野 覚氏 (明治大学副学長)	森戸 英幸氏 (中央労働委員会公 益委員、慶應義塾大 学大学院法務研究 科教授)	水町 勇一郎氏 (東京都労働委員会 公益委員、東京大学 社会科学研究所教 授)	森戸 英幸氏 (中央労働委員会公 益委員、慶應義塾大 学大学院法務研究 科教授)
パネルディスカッション	「紛争解決事例 の検討」	「紛争解決事例 の検討」	「紛争解決事例 の検討」	「紛争解決事例 の検討」	「紛争解決事例 の検討」
定員	200名	100名	100名	300名	100名

※ なお、12月以降も北海道、東京都、大阪府、京都府において開催予定です。

※ 各セミナーの詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

# 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です】

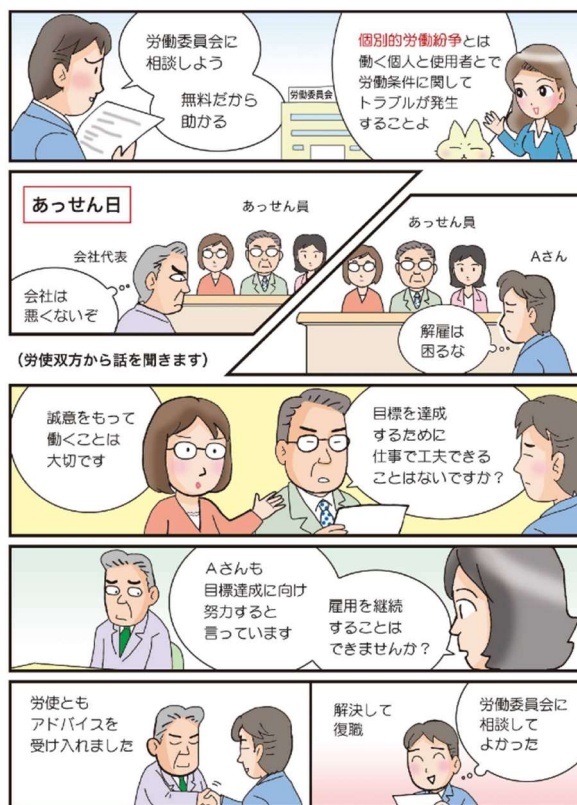
職場でのトラブルの解決に向けた支援を行う都道府県労働委員会。本日より3日間、解決事例をマンガでご紹介します。本日は、#解雇 に関するトラブルです。

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

## 解雇トラブルが解決したケース



## 個別的労働紛争事例①



(参考1)

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱 (抄)

平成 21 年 4 月 23 日  
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10月の1か月間

5 実施内容

実施機関が行っている事業について、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
  - ・ 月間に関する報道発表
  - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等
- (4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に係る機関に対して協力要請を行う。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

注：「全国労働委員会連絡協議会」は、中央労働委員会と47の都道府県労働委員会によって構成されている。

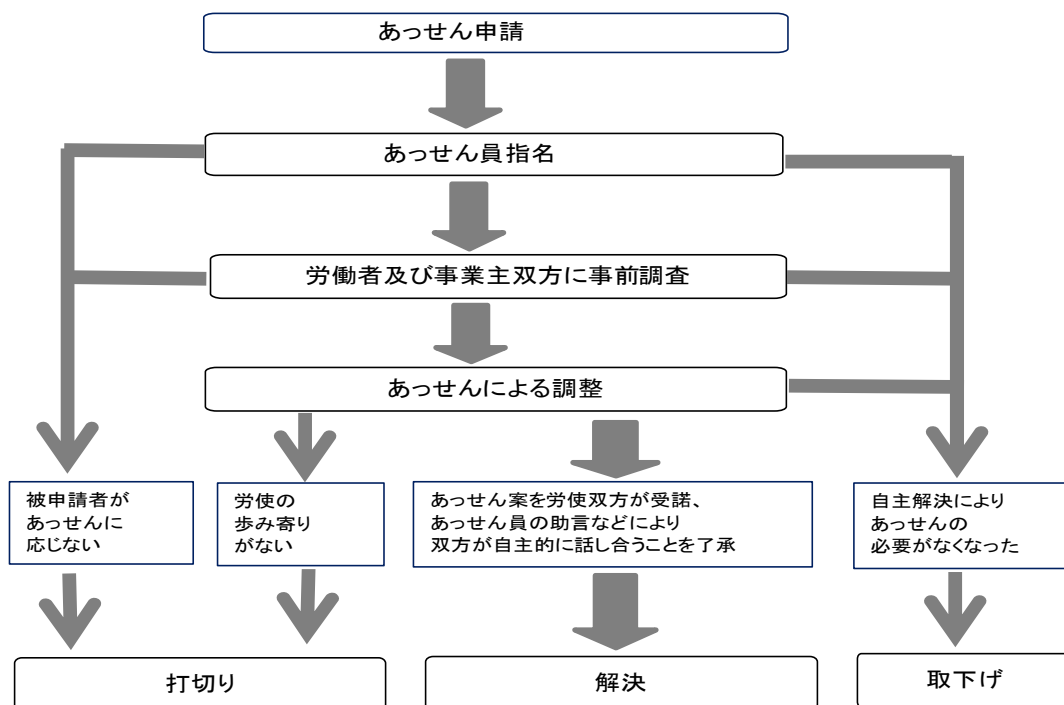
## 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇い止め、パワハラ等のトラブルを、労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、44 都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く道府県）で設けられています。

### 1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続きは、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 処理に要した期間は42.2日で、1か月以内が41.3%、2か月以内では82.5%であり（平成29年度実績）、迅速な処理を行っています。

#### 【個別労働紛争のあっせんの流れ】



### 2 他の個別労働紛争処理機関と比較した場合の特色

他の個別労働紛争処理機関と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。また、知識経験や代理人を依頼する資力に乏しい労働者でも利用しやすいものです。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。

○ 労働委員会における労働紛争解決事例に関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「労働紛争の調整事例と解説」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/> または

中労委

検索 